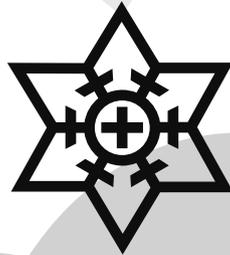


【概要版】

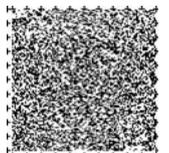
大牟田市障害者計画

平成27年度～31年度

一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち
～ノーマライゼーション社会の実現～



平成27年3月
大牟田市



計画の概要

計画策定の趣旨

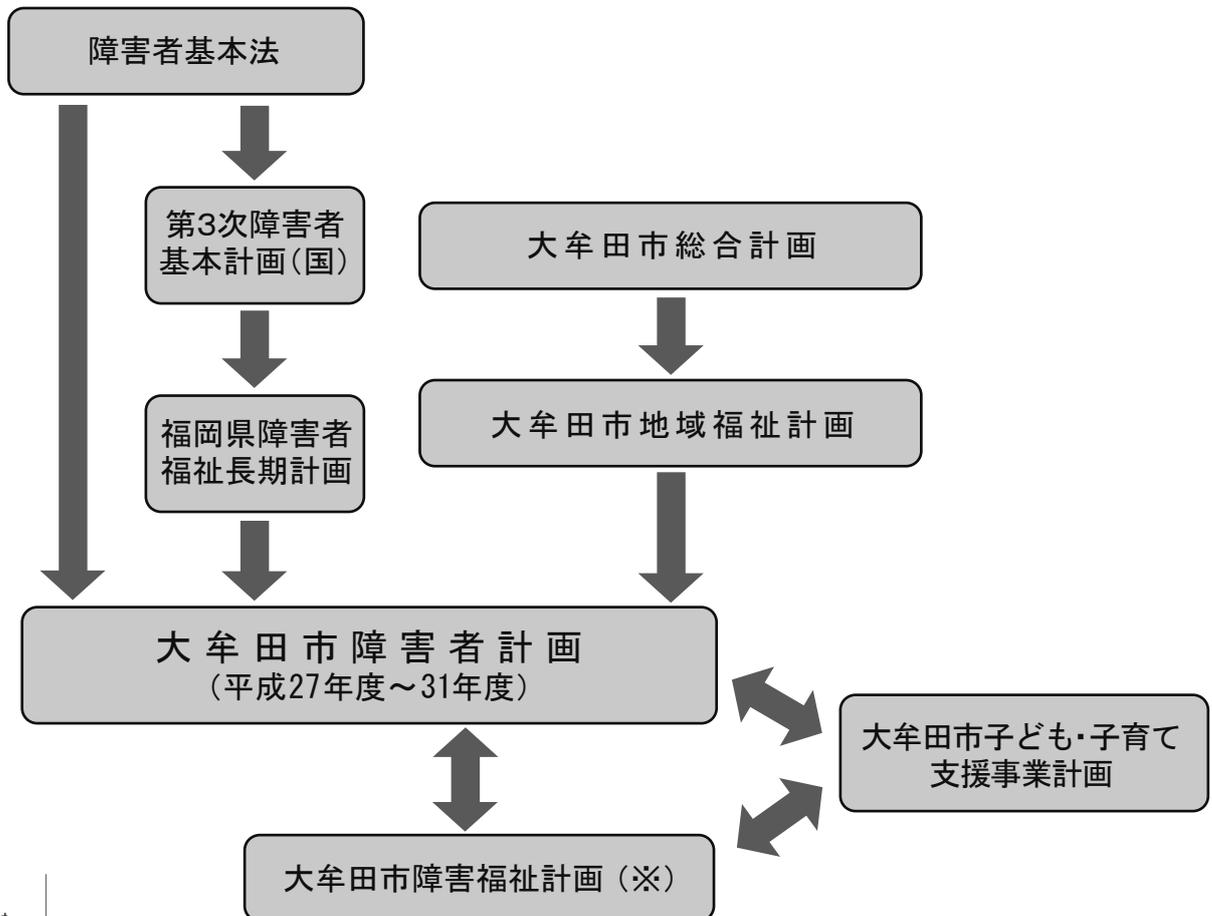
- 本市においては、平成18年3月に平成18年度から27年度までの10年間の計画期間として、「大牟田市障害者計画」を策定し、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション社会の実現～」を基本理念として、各種障害福祉施策を推進してきました。
- 国の障害者基本計画の策定を踏まえ、本市においても障害者基本法に基づき、ノーマライゼーション社会の実現に向けた取組みをさらに進めるため、平成27年度から31年度までの5年間の障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の指針として大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度)を策定しました。

計画の法的根拠

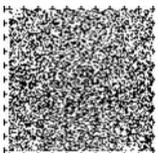
- 障害者基本法に定める「市町村障害者計画」です。

他の計画との関係

- 本計画は、国の「第3次障害者基本計画」、「福岡県障害者福祉長期計画」との整合を図るとともに、「大牟田市総合計画」、「大牟田市地域福祉計画」との整合を図りつつ、「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健福祉関連の個別計画とも連携しながら、本市における障害福祉施策推進のための指針とします。



(※) 障害者総合支援法に定める3年間の計画期間とする市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の必要量の見込み等を定めるもの



計画期間

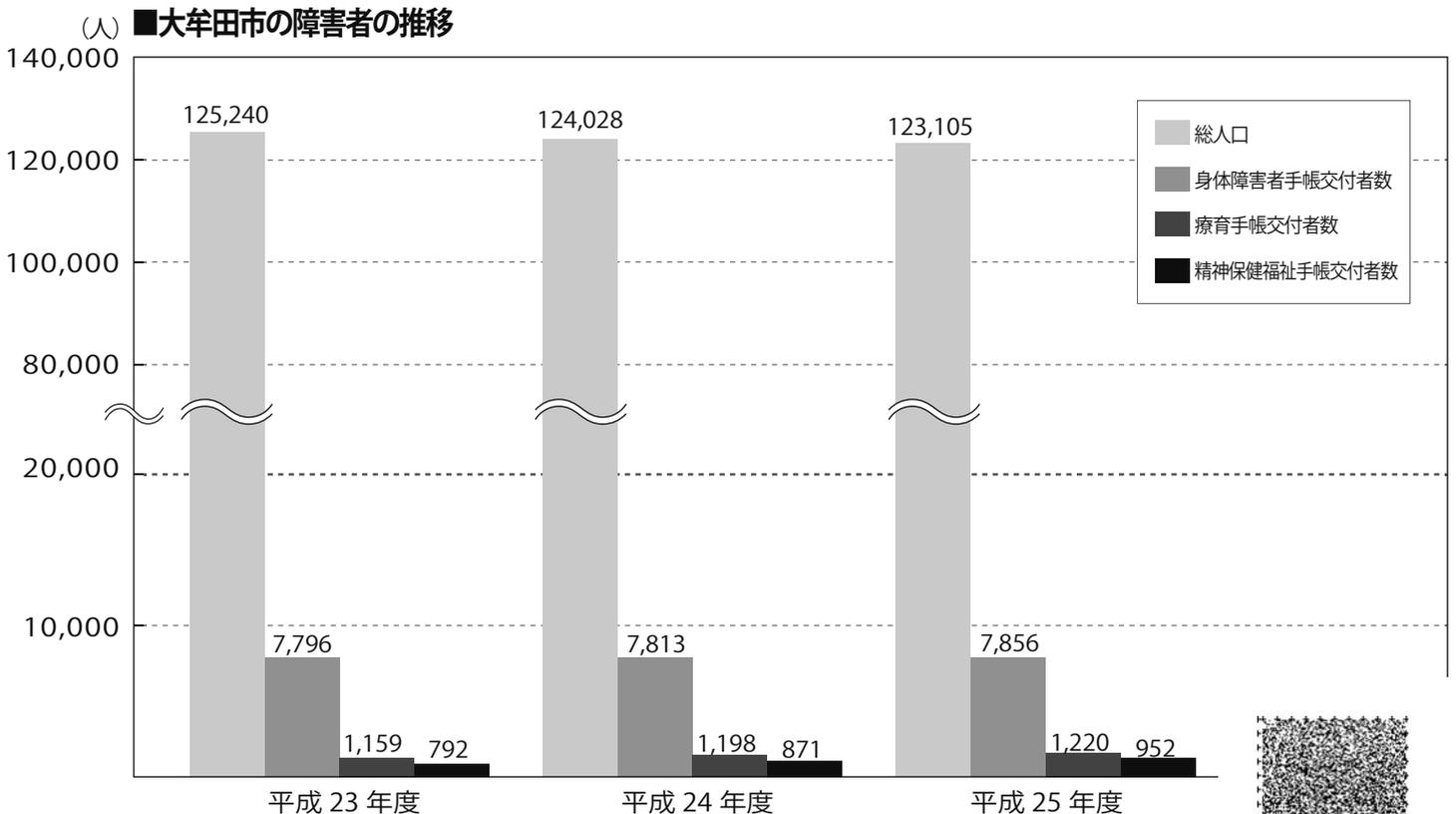
■本計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。

平成 17年度	18年度	～	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画策定	← 大牟田市障害者計画			→				
			計画策定	← 大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度)				

前大牟田市障害者計画の計画期間は平成27年度までとなっていますが、国の新たな基本計画が示されたことにより、それを踏まえて、前計画を1年短縮して平成26年度までとし、本計画の期間を平成27年度から31年度までの5年間とします。

障害者の現状

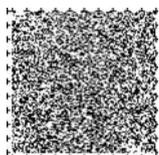
本市では総人口の減少と少子高齢化が進む中、障害者数は増加傾向にあります。



大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度) 施策体系図

基本理念

一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち
～ノーマライゼーション社会の実現～



基本目標

みんなと一緒に
自分らしく
暮らせるまち

差別のない
安心して
暮らせるまち

① 差別の解消及

② 生活支援のた

③ 保健・医療サ

④ 教育の充実、

⑤ 雇用と就労の

⑥ 生活環境の整

⑦ コミュニケー

⑧ 安心・安全対

⑨ 行政サービス

基本方針

主要施策

び権利擁護の推進

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり
- (3) 成年後見制度の周知・普及

めの環境づくり

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 生活を支援するサービスの充実
- (3) 地域生活への移行支援
- (4) 重度障害児・者への支援
- (5) 情報提供の充実とサービスの質の向上

ービスの充実

- (1) 障害の早期発見
- (2) 精神保健・医療施策の推進
- (3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実
- (4) 保健・医療・福祉の連携強化

スポーツ・文化芸術活動の振興

- (1) 相談・支援体制の拡充
- (2) 早期療育の充実
- (3) 幼児期等における共に育つ場及び機会の拡充
- (4) 学校教育の充実
- (5) 学校等のバリアフリーの充実
- (6) 学校卒業後の多様な進路の確保
- (7) スポーツ・文化芸術活動の振興

充実、経済的自立の支援

- (1) 就労の推進
- (2) 本市の障害者雇用の推進
- (3) 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ
- (4) 福祉的就労の場等の充実
- (5) 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充

備

- (1) 福祉環境整備の促進
- (2) 住宅・住環境の整備推進

シヨンの支援

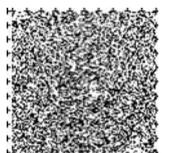
- (1) 情報のバリアフリー化の推進
- (2) 情報・意思疎通の支援の充実

策の推進

- (1) 災害時の避難・救助体制等の充実
- (2) 災害時の多様な情報伝達の実施
- (3) 防犯教室等による啓発活動の実施

等における配慮

- (1) 市役所における配慮及び障害者理解の促進等
- (2) 選挙における配慮



一人ひとりが尊重され、ともに

ノーマライゼー

高齢者も若年者も、障害のある人もない人も、すべての人が人間として普通（ノーマル）本市では、障害者基本法第3条（地域社会における共生等）及び同4条（差別の禁止）の規定にのっ

1. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等の障害者の権利擁護のための取組みを推進します。

2. 生活支援のための環境づくり

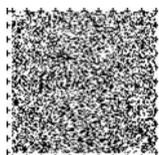
すべての人の人権が尊重されなければならないという考え方に基づいて、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害福祉サービス等の支援の充実を図ります。

3. 保健・医療サービスの充実

障害の早期発見に努めるとともに、障害者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、適切な対応に努めます。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障害の原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

4. 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

障害のある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。



基本

2つの暮

1

みんなと一緒に 自分らしく暮らせるまち

- 障害のある人みんなが、社会のすべての場面に参加できることを目指します。
- 障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせることを目指します。
- 障害のある人みんなが、情報を手に入れたり、気持ちを伝えることができることを目指します。

参加し、ともに暮らせるまち

シヨン社会の実現

の生活を送り、共に生きる社会（ノーマライゼーション社会）を基本理念としています。
とり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開していきます。

目標

暮らしの姿

2

差別のない 安心して暮らせるまち

- 障害があるからという理由で障害のある人を差別しないことを目指します。
- 社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障害者がいて、その障壁をなくすための負担が大きすぎないときは、その障壁をなくすための必要で理由のある対応を目指します。
- 差別に関する必要な情報等についてのさらなる周知を目指します。

5. 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労を希望する障害者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障害者には就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、経済的負担の軽減等につながるよう、各種支援制度の周知を図ります。

6. 生活環境の整備

障害者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を促進します。

7. コミュニケーションの支援

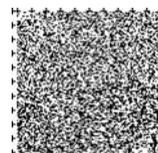
情報通信の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

8. 安心・安全対策の推進

防災・防犯対策の推進や消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

9. 行政サービス等における配慮

市職員等の障害者理解の促進を図るとともに、障害者がある権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行います。



重点事業

大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度)の施策体系に基づく、平成27～31年度に取り組む重点的な事業は、以下のとおりです。

1. 障害者差別解消法に関する広報啓発

インターネット、広報紙、障害者福祉のしおり等を活用した広報活動を実施するとともに、出前講座や説明会等を通じて、市民の障害に対する理解・関心が深まるよう、障害者差別の解消のための広報・啓発に取り組みます。

2. 地域移行支援事業

障害者支援施設を利用する人が安心して地域で生活できるように、地域移行支援計画の作成、相談による不安の解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うなど、地域生活への移行支援を推進します。

3. 地域移行支援事業・地域定着支援事業の利用促進

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院と社会復帰を促進するため、障害者福祉のしおり、広報等による情報提供を行うとともに、相談支援事業者等との連携により、地域移行支援事業・地域定着支援事業の利用を促進します。

4. ふれあい共室

ボランティアの企画運営による交流事業を通じ、子供たちが学校という場を離れ、世代をこえた人々や背景の異なる人々とのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的として実施します。

また、ボランティアが、これら活動の意義を認識し、地域において主体的に活動していくことにより、地域の人々が共に生きていくことのできる社会の形成を図ります。

5. 福祉施設利用者の一般就労への支援

障害者就業・生活支援センターと連携し、福祉施設を利用している障害者の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用を推進します。

6. 公園及び公園施設のバリアフリー化整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に沿った、公園及び公園施設の整備を行うことにより、バリアフリー化を推進します。

7. 手話奉仕員等の派遣事業及び手話通訳設置事業

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、また、福祉課に手話通訳者を設置する事業を行うなど、コミュニケーション支援の充実を図ります。

8. 防災訓練・防災研修

地域における防災訓練・防災研修の支援を行います。支援にあたっては、障害者施設職員を対象とした防災講座や、関係団体の協力のもと障害者等の要配慮者を含めた地域での防災訓練等を実施します。

9. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮

国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、合理的配慮の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮の提供の好事例、相談体制等について定める対応要領等を作成し、必要かつ合理的な配慮を推進します。また、人材育成推進室と連携し、合理的配慮の提供等について市職員等を対象とした研修を実施し、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。

問い合わせ

大牟田市保健福祉部 福祉課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2663

FAX 0944-41-2664

Eメール fukushi01@city.omuta.lg.jp

